

平成29年 No.26

○全学フォーラムの開催に関する要項の一部を改正する要項

改正理由

開催時期について柔軟な対応が可能となるよう，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 5 月17日 役員会 審議・承認

全学フォーラムの開催に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成29年 5 月18日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

全学フォーラムの開催に関する要項の一部を改正する要項

全学フォーラムの開催に関する要項（平成22年11月18日制定）の一部について、
別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

全学フォーラムの開催に関する要項の一部改正について

改正理由：開催時期について柔軟な対応が可能となるよう、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (開催) 第2条 学長は、毎年度<u>上半期（4月～9月）と下半期（10月～翌年3月）に各1回</u> <u>、定期的に全学フォーラムを開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (開催) 第2条 学長は、毎年<u>4月と10月</u>に定期的に全学フォーラムを開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。 〔省略〕